いんふおめいしょん インフォメーション INFORMATION

昼間家庭保育員募集

市では、昼間家庭保育員になっていただく方を募集しています。

「昼間家庭保育員」とはやむを得ない事情により、保育所で保育できない3歳未満の乳児又は幼児を、昼間家庭に預かり保育する方をいいます。

ご希望の方は、3月15日までに児童家庭課へお申込みください。

募集要領は次のとおりです。

▽**資格**

(ｱ)市内在住で年齢が25歳以上60歳未満の婦人

(ｲ)保母、保健婦、助産婦、教員の資格又は免許のある方。もしくは、これらに相当する学歴を有する方か児童の保育に経験のある方。

(ｳ)同居する家族に6歳未満の児童が3人以下の方

(ｴ)家庭が健全で家族の全員が健康であること。

その他詳細は、児童家庭課まで　内線343・344

戦傷病者乗車券の引換証交付請求書を受付

社会課では、昭和61年度戦傷病者乗車券引換証交付請求書を受付けています。

該当者は、戦傷病者手帳と印鑑をご持参のうえ社会課までお越しください。

▽**お問い合わせ**　社会課　内線345

消費生活モニター募集

経済課では、昭和61年度の消費生活モニターを募集しています。

仕事の内容は消費生活に関する意見、要望などを寄せていただくほか、関心のあるテーマについて、学習(講座、工場見学)し、その結果を消費生活展に発表したり、物価や灯油などの価格調査をしていただきます

日頃、私達の周りに起こるいろいろな消費者問題について、一緒に考えたり学習してみませんか。

▽**応募資格**　市内在住の20歳以上60歳未満の女性で消費者問題に関心のある人。

▽**任期**　2年間

▽**募集人員**　先着7名

▽**応募方法**　2月末日までに経済課までご連絡ください。内線335

青空コンテスト観察者募集

このコンテストは、大気保全に対する意識高揚を図るため、環境庁の主催で全国的に実施されるものです

観察は1日、1回、午前中に定められた目標物が見えるかどうかを確認するものです。

▽**観察期間**　昭和61年3月1日(土)～31日(月)(日曜・祝日を含む)

▽**参加資格**　向日市民および向日市内に通勤、通学されている人(グループでも可)

▽**申込み締め切り**　2月8日(土)

▽**申込み・お問い合わせ**　生活環境課　公害係　内線234・235

ストーリーテリング講座

図書館では、子供にお話をされる方のために、ストーリーテリング講座を行っています。

▽**日時・内容**　2月5日(水)読み聞かせの絵本と方法　20日(木)ストーリーテリングに使う本の選び方と話し方　3月5日(水)ブックトークについて　20日(木)実技と講評

時間はいずれも午前10時～正午

▽**講師**　平松二三代氏　元神戸市立図書館勤務　現桃山学院大学司書講習講師

▽**場所**　図書館研修室

▽**対象**　向日市民

▽**定員**　40名

▽**申込み・お問い合わせ**　図書館　向日市寺戸町南垣内40―1　☎931―1181

子宮ガン検診受付

▽**受付日時**　1日(土)午前9時～正午

▽**受付場所**　健康管理課又は保健センター

▽**受診場所**　産婦人科指定医療機関

▽**受診期間**　1日(土)～28日(金)

※郵送でも受け付けます。

住所・氏名・生年月日・世帯主・電話番号を明記の上、返信用封筒に60円切手をはり、申込んでください。

高脂血症教室

―食べ過ぎに要注意、おいしいものにはトゲがある―をテーマに高脂血症教室を開催します。

▽**日時**　第1回　5日(水)　第2回　12日(水)時間はいずれも午後1時30分～4時

▽**場所**　保健センター

▽**内容**　第1回　血液検査　講演「高脂血症とは」講師　乙訓医師会　山本博医師

第2回　講演「高脂血症を防ぐ食生活」講師　京都文教短大助教授　玉川和子　モデル食展示・試食

▽**費用**　無料

▽**対象**　一般健康診査で高脂血症と言われた人、又は希望者

▽**申込み**　健康管理課　内線338　保健センター☎933―2666

リハビリ相談

脳卒中、骨折、リウマチなどで日常生活に支障を感じている人への相談を行っています。

医師、理学療法士、作業療法士が相談にあたります。

▽**日時**　17日(月)午後1時30分～3時30分(リハビリ相談は毎月第3月曜日に実施しています。)

▽**場所**　保健センター

▽**申込み・お問い合わせ**　健康管理課内線338　保健センター☎933―2666

老人福祉センター2月行事予定

▽**休館日**　2日(日)10日(月)11日(祝)16日(日)24日(月)

▽**血圧測定**　6日(木)20日(木)午後1時30分～3時30分

▽**独居老人昼食会**　7日(金)27日(木)午前11時30分～午後1時

▽**高齢者職業相談**　12日(水)午前10時～午後4時

▽**映画会**　20日(木)午後0時40分～2時50分

▽**健康相談**　14日(金)28日(金)午後2時～3時30分

▽**清掃日**　6日(木)午前10時30分～11時30分

所得税の確定申告 2月16日 市・府民税の申告 ～3月15日

昭和60年分の所得税の確定申告と市・府民税の申告時期となりました。

申告期間は2月16日から3月15日までですが、毎年3月になると税務署や市役所の窓口は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

昭和60年分の所得税の所得控除額

基礎控除	33万円
配偶者控除	控除対象配偶者のうち 老人（満70歳以上）の者……39万円 同居の特別障害者……47万円 その他の者……33万円
扶養控除	通常の扶養親族のうち 同居の特別障害者……1人に付47万円 その他の者……1人に付33万円 老人扶養親族のうち 同居の老親等……1人に付46万円 その他の者……1人に付39万円
障害者控除	25万円（特別障害者は33万円）
老年者控除	25万円
寡婦(寡夫)控除	25万円
勤労学生控除	25万円
社会保険料控除	支払った所得税又は給与等から控除された保険料の全額（事業主が負担した額を除く）
生命保険料控除	①通常の生命保険（共済）契約に係るもの 支払った保険料又は共済掛金の合計額が イ）2万5千円以下の場合……支払保険料の全額 ロ）2万5千円を超え5万円以下の場合……支払保険料の額×50%＋12,500円 ハ）5万円を超え10万円以下の場合……支払保険料の額×25%＋25,000円 ニ）10万円を超える場合……50,000円 ②個人年金保険契約に係るもの 支払った年金保険料の金額 （最高5,000円） （注）5,000円を超える部分は通常の生命保険料控除の対象となる ③控除される金額……①の金額と、②の金額との合計額
医療費控除	（支払った金額－保険等で補てんされる金額）－（所得の合計額×5%もしくは5万円のうちいずれか低い方の金額） 控除最高限度額　200万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った共済掛金の全額
損害保険料控除	支払った保険料または共済掛金の合計額が (1)長期保険契約のみのとき イ）1万円以下……全額 ロ）1万円を超え2万円以下……支払保険料×50%＋5千円 ハ）2万円を超える場合……1万5千円 (2)短期保険契約のみのとき イ）2千円以下……全額 ロ）2千円を超え4千円以下……支払保険料×50%＋1千円 ハ）4千円を超える場合……3千円 (3)長期と短期保険契約の両方あるとき (1)の金額と(2)の金額との合計額 控除最高限度額　1万5千円
雑損控除	（損害保険等で補てん される金額）㊀（次の各項に定める金額） ①災害関連支出額が5万円以下（0を含む）の場合……所得の合計額×10% ②災害関連支出額が5万円を超える場合 所得の合計額×10%　㊀－災害関連支出額＋5万円　いずれか低い方の金額 ③損失金額の総てが災害関連支出額の場合 所得の合計額×10%　5万円　いずれか低い方の金額
寄付金控除	（支出した寄付金の額もしくは所得の合計額×25%のうちいずれか低い方の金額）－1万円

所得税の確定申告は

▼所得税の確定申告をしなければならない人は

(1)昭和60年中の所得の合計額が基礎控除、その他の所得控除の合計額を超えかつ「算出した税額」が配当控除を超える人

(2)サラリーマンで、給与の年収が1千5百万円を超える人や給与以外の所得が20万円を超える人

(3)土地・建物などの譲渡所得のある人（譲渡所得の特別控除はほとんどが確定申告書への記載が要件とされていますが、なかには確定申告書への記載が要件とされていないものもありますので、詳しくは税務署までおたずねください）

▼白色申告をされる方へ

事業所得や不動産所得のある人は収支内訳書の提出が必要です。

収支内訳書は、確定申告書に添付してください。

▼所得税の確定申告をすれば、所得税の還付が受けられる人

(1)サラリーマンで、雑損控除・医療費控除、住宅取得控除・寄付金控除などを受けることができる人

(2)年の中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった場合で、退職前の給与所得に対する源泉徴収税額が納め過ぎの人

▼所得税の確定申告の受付けは税務署で行いますが、還付の申告書等は市税務課でも納税相談に応じます。

市・府民税の申告は

▼市・府民税の申告をしなければならない人は

(1)昭和60年中に所得がありその所得の合計額が所得税の基礎控除、その他の所得控除の合計額以下で所得税の確定申告をされない人

(2)市・府民税申告書用紙の送付を受けた人

※厚生年金を受給しておられる方や、国民健康保険に加入しておられる方で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ未提出の方や確定申告をされない方は、必ず市・府民税の申告をしてください。

なお、市・府民税の申告書がお手元へ届いていない方は、市役所税務課にありますので、電話をいただければ至急に送付します。

市役所税務課までご請求ください。

▼昭和60年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出済みの人と所得税の確定申告をされる人は、市・府民税の申告をする必要はありません。

▼受付けは税務課で

確定申告の無料相談を

税理士による所得税の確定申告についての「無料相談」を次のとおり行います。

お気軽にご利用ください

▼**日時**　2月19日(水)～21日(金)　2月24日(月)～27日(木)　3月3日(月)～7日(金)

午前9時30分～正午

午後1時～3時30分

▼**場所**　京都信用金庫向日支店2階コミュニティホール　☎934―0011

水道コーナー　安心して飲用できる向日市水道水

◇寒さは水道管の大敵です

気温がマイナス4℃以下になると、特に北向きの風の強い場所や地上にむき出しになっている水道管や水道メーターは凍ったり破裂したりすることがあります。水道管や水道メーターを寒さから守りましょう。

◇冬じたくはこのように

水道管は、保温チューブなどを巻いて保温してください。保温チューブは市販されています。

◇もしも水道管が凍ってしまったら

じゃ口をあけ、タオルや布をかぶせ、じゃ口の方からまんべんなくヌルマ湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけると水道管やじゃ口が破裂することがあります。

分析結果

項目／系統別	トリハロメタン	I・I・I トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
厚生省許容基準	0.1mg/ℓ以下	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
物集女東浄水場系統	0.029mg/ℓ	0.0002mg/ℓ未満	0.001mg/ℓ未満	0.0005mg/ℓ未満
物集女西浄水場系統	0.005mg/ℓ	〃	〃	〃
上植野浄水場系統	0.015mg/ℓ	〃	〃	〃

昨年12月に行った発ガン性物質の疑いのあるトリハロメタン、I・I・Iトリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、各浄水場系統別に分析検査を行いました。

含有量は、いずれもごく微量なものであり、安心して飲用していただけます。

今後についても、水質を十分監視し、よりよい水質の保全に努め、皆さんに安心していただけるおいしい水をお届けします。